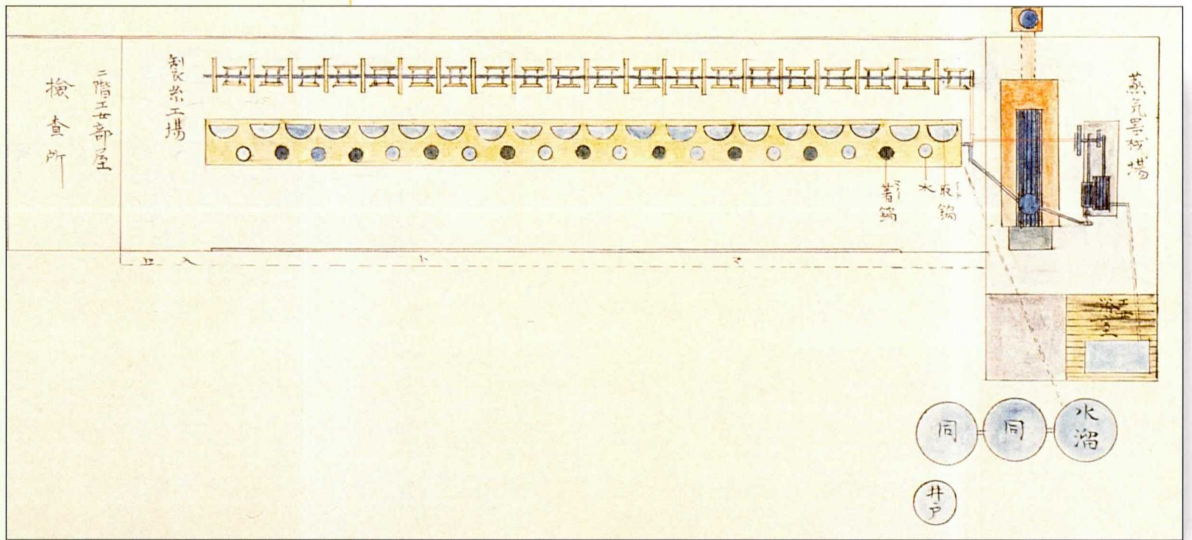


彩の国県民芸術文化祭99
平成11年度学び輝く彩の国県民運動 協賛



平成11年度 第1回収蔵文書展

殖産興業の時代

〈平成11年10月23日～12月19日〉



埼玉県立文書館

開催にあたって

埼玉県立文書館では、古文書・県行政文書や行政刊行物・地図等を収集保存しております。また、閲覧や出版物刊行、展示や講座等を通じてこれらの資料を皆さんに御利用いただいております。今回開催する平成11年度第1回収蔵文書展「殖産興業の時代」もその一環であります。

明治政府は、欧米列強に対抗するため、富国強兵の基礎として近代産業の移植を積極的に推進しました。これを受け埼玉県でも様々な産業奨励策が実施されました。今回の展示会では、当館が収蔵する資料のうち、明治前半の産業保護育成政策に関する文書を展示し、養蚕や製糸、製茶業の勃興、金融機関の設立、県の勸業政策等を概観します。

文書資料というと、ややもすると無味乾燥なものに捉えられがちですが、写真パネルなどを利用し、当時の社会の動きがわかるよう解説を加えました。日本の一大転換期を支えた農民や起業に果敢に挑戦した先駆者たちの熱意や苦労を読み取っていただければ幸いです。

埼玉県立文書館には、皆さんの地域の歴史を知るための文書や図書等がたくさん揃えてあります。今後ともどうぞ御利用ください。

平成11年10月

埼玉県立文書館

□ 凡 例

- 1 本書は、埼玉県立文書館で平成11年10月23日から12月19日まで開催される平成11年度第1回収蔵文書展「殖産興業の時代」の展示解説書である。
- 2 会期中に展示替えを行うため、本書に掲載されている資料でも期間により展示されない場合がある。
- 3 本文中の番号は、巻末の「展示関係資料」一覧のNo.の数字と一致する。
- 4 資料名は、個々の文書の表題を基本とし、当館の行政文書目録の件名または古文書目録の表題とは必ずしも一致しない。また、表題の無い文書は〔 〕で補記した。
- 5 本書の記述は、主に『新編埼玉県史』『埼玉県行政史』を参考にした。
- 6 本書の作成は、行政文書課が行った。

□ 表紙写真

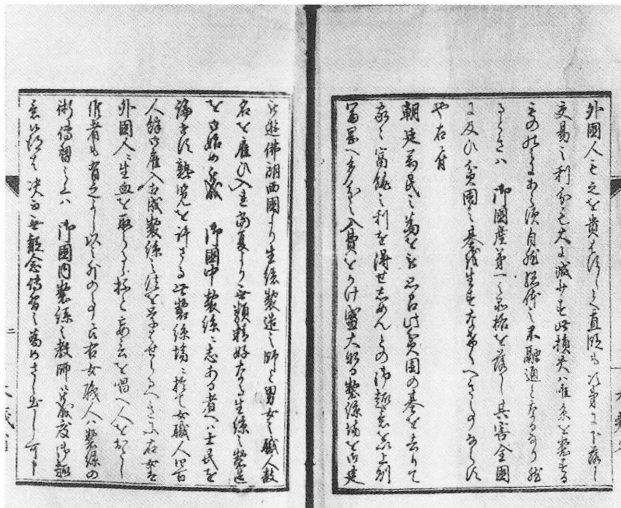
- 表紙上 21 糖田村河野恵助製糸所見取絵図〔現・鴻巣市〕(明治12)
下 30 金橋製糸社生糸登録商標〔腰越村(現・小川町)〕(明治20)
裏表紙 67 北埼玉郡三田谷村稲田養鯉堀〔現・羽生市〕(明治28)



6 養蚕図解・繭むしの図(明治18)

富岡製糸場への対応

明治政府は、当時、主要な輸出品であった生糸製造を近代化させ、海外での競争力を高めるため、明治5年に群馬県富岡町に官営製糸場を開業した。初代場長には、本県出身の尾高惇忠が就任した。しかし、「外国人ニ生血を取らるる」という噂もあり応募者がなかったので、政府は通知（告諭文）を出して誤解を解く努力をした。尾高は、自分の長女を工女とし、埼玉県も工女を募集し修業のために派遣した。



◀1 告諭文(明治5)

富岡製糸場は、フランス人技師ブリユナの指導によって開業したが、このブリユナがワインを飲んでいたので、生き血をとられるという流言が広まった。そこで政府は、異例の説明文を出して誤解を解く努力をした。それがこの「告諭文」である。左から4行目に「外国人ニ生血を取らるる杯と妄言を唱へ、人をおどし候者もこれ有るよし、以の外の事に候」とある。

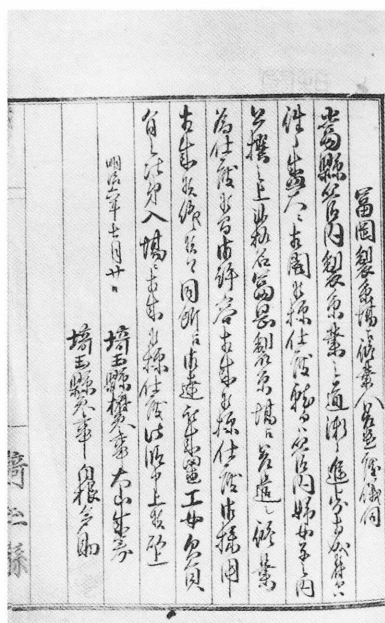
▼2 [富岡製糸場工女御雇入達](明治6)

第七十九号
上州富岡ニ於テ製糸場緑糸工女御雇入ノ儀ニ付先般被仰出ノ趣有之處猶又今般別紙ノ通御達相成候ニ付テハ往返ノ旅費共官費ノ事ニテ其上製糸場詰中ノ寮前御達ノ通等級ニ應シ月給ヲモ被下候儀ニ付此邊享ク相心得緑糸ニ熟練ノ婦女ハ右場所工出向

工女の応募が少ないため、再度募集を促す文書である。往復の旅費も月給も支払われ、帰郷すればその土地の教授となるのだから応募するようにと呼びかけている。

4 富岡製糸場修業人差遣度儀伺(明治6)▶

埼玉県参事白根多助が租税頭陸奥宗光あてに出した文書で、県内の女子20名を公選し、富岡製糸場へ派遣し修業させたい旨が記されている。



富岡製糸場江修業人差遣度儀伺
当県管内、製糸業之道、漸々進歩相成候、付而ハ往々盛大ニ相開候様仕度、就而ハ管内婦女之内公選之上式拾名、富岡製糸場江差遣シ、修業為仕度候間、御許容相成候様仕度、御採用相成候儀ニ候ハ、同所工御達被成置、工女欠員有之次第入場ニ相成候様仕度、此段申上候、以上
明治六年七月廿日 埼玉県権参事 大山成美
埼玉県参事 白根多助
〔租税頭陸奥宗光殿〕

◀3 製糸館設立論書(明治6)

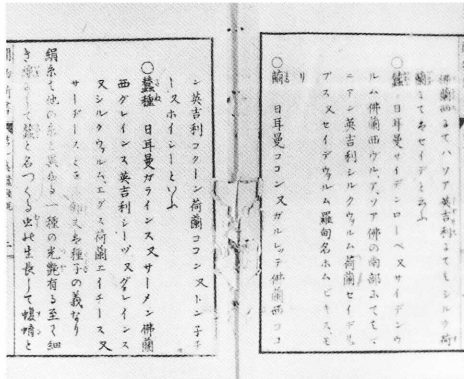
製糸会社の設立を促すために、埼玉県が各戸長に出した文書で、富岡製糸場製の生糸の値段と手製のものを比較している。手製では上等の品物でも器械製の下等の値段にもならないことを示し、器械製の利益を強調している。

富岡製糸場	手力製
上等 百斤 八百五十兩	上等 百斤 七百五十兩
中等 百斤 七百五十兩	中等 百斤 六百五十兩
下等 百斤 六百五十兩	下等 百斤 三百七十一兩
通高手力製	通高手力製
上等 百斤 九十二兩餘	下等 百斤 九十二兩餘

比較新の如く、器機製の下等糸ハ手力製の上等糸よりも其價格ト一節貴ク功効絶妙疑ハなきことろナリ加ふるに手力ヲ以て下する者諸紳巧婦ノ

養蚕・製糸の 奨励と取締

幕末の開港により、県内からは蚕種・生糸が盛んに輸出されるようになった。明治に入っても県は養蚕を奨励したので、埼玉県域は、養蚕戸数・収繭量とも長野、群馬県等と並んで全国屈指の養蚕県となった。しかし、輸出が盛んになると急激に生産量が増大したため、次第に粗悪品が出回るようになった。そこで政府や県は、取締規則の発布、監視人や組合の設置により検査を強化し粗悪品を是正させようとした。



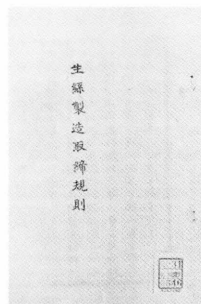
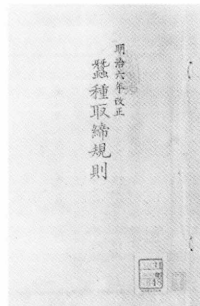
▲5 蚕種説(明治2)



▲6 養蚕図解・繭かきの図(明治18)

▶10 蚕種取締規則(明治6)

政府がこの蚕種取締規則を出した明治6年前後は、蚕種輸出ブームのピークであった。収益の多さから多くの農家が養蚕製造に乗り出したが、一方で粗悪品が出回るようになり、これを取り締まるために出された規則である。

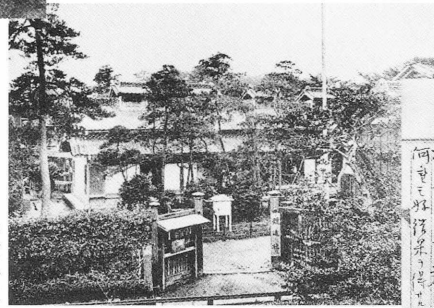


▶11 生糸製造取締規則(明治6)



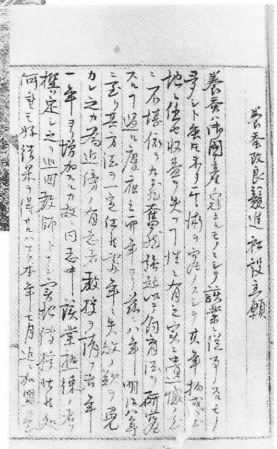
▼7 木村九蔵

児玉郡新宿村(現・神川町)の木村九蔵は、養蚕改良、指導に貢献した。明治5年、火力を用いて換気を良くし冷気と湿気を防止して蚕の発育を良くする飼育方法を発表した。また、明治10年にはこの飼育方法を普及し養蚕を改良するため養蚕改良競進組を創立した。



▶8 競進社

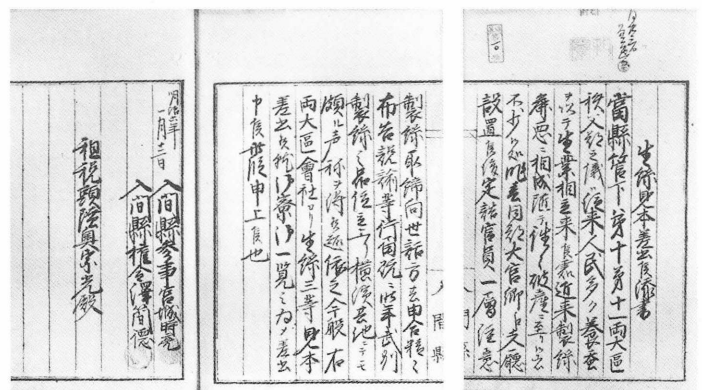
木村九蔵が創立した養蚕改良競進組は、明治17年、児玉町に事務所を移し、名称を養蚕改良競進社伝習所と改め、同時に伝習所を開設した。



▼9 養蚕改良競進社設立願(明治17)

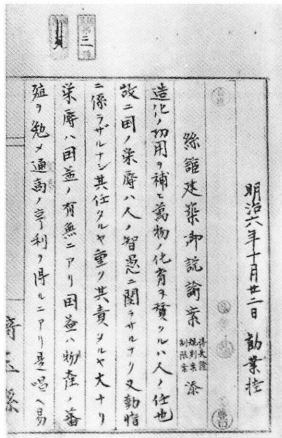
▼12 秩父生糸見本差出候添書(明治6)

入間県では、秩父に支庁を設置し製糸取締に力を入れたところ、一時傾きかけた武州製糸の品位も向上、横浜商人の評判も回復したのでその生糸を政府に献上する旨が記されている文書である。



製糸会社 の設立

生糸の増産、品質向上に取り組むため、県は製糸会社の設立を勧奨し器械製糸の興隆を図った。県下最初の器械製糸は、明治10年に高麗郡上広瀬村（現・狭山市）の清水宗徳が政府の勧業資本を得て創業した暢業社で、動力には水車を利用した。その後県下各地に器械製糸場が設立されていった。その結果生糸は、農家の副業の座繰のほか、会社組織による製糸場でも生産されるようになった。



◀22 糸館建築説諭案(明治6)

明治初期の製糸は、農家が細々と行う座繰が中心であった。そこで本県は、明治6年、「製糸館設立論言」を頒布し、器械製糸の有利性を力説し、管下の各戸長に対して製糸会社の設立を斡旋するよう指令した。この文書はその草案である。

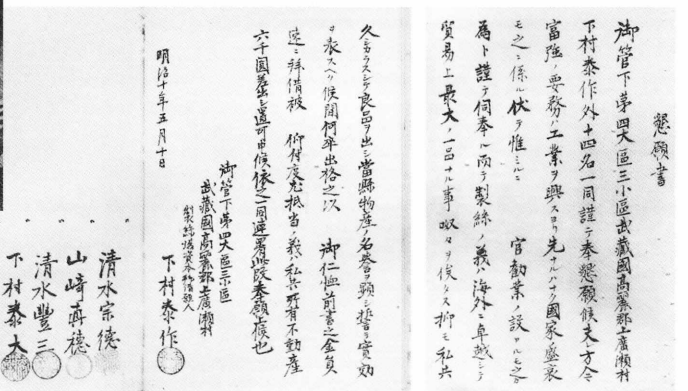


◀23 埼玉製糸会社稟告書(明治7)

県の製糸会社設立への積極的な勧奨により、埼玉製糸会社が埼玉郡成田町（現・行田市）に設立されることになった。この文書はその申出書である。ただし、操業には至らなかった。

▶24 清水宗徳

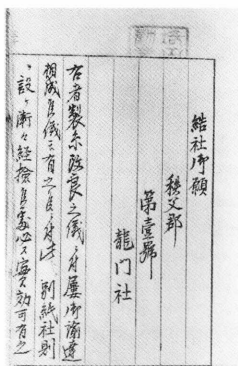
県下初の器械製糸工場は、明治10年高麗郡上広瀬村（現・狭山市）の清水宗徳が創業した暢業社であった。有志で出し合った資金と国・県からの勧業資金をもとに設立し、水車を動力とした器械を備え付け、当時としては画期的な工場であった。輸出入の優良生糸の生産が中心で、その品位は富岡製糸場に匹敵していたという。



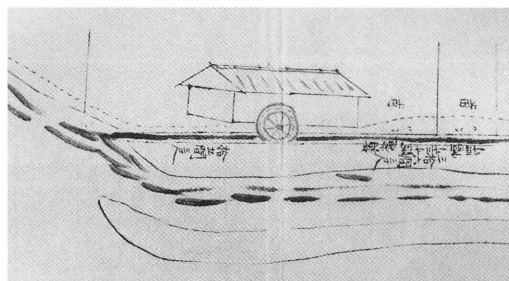
▲25 [暢業社]製糸工場資金拝借懇願書(明治10)

◀26 龍門社結社願(明治13)

座繰製糸が盛んであった秩父郡や児玉郡方面では、糸質が揃わない座繰の欠点を補うため、農家が共同で揚返場を設けて、糸質を均一にして輸出に堪える生糸づくりをめざした。秩父郡皆野町の龍門社の糸は、外国商人からも好評を博したという。



▶27 薄村[製糸]水車場絵図[部分] (明治10)



▼34 忍行社成立及創立以来景況(明治17)

忍行社は、行田の初の紡績、足袋製造会社である。この文書には、設立の目的について、従来他県から供給を受けている足袋底を地元産の綿花を使用し、士族の子弟や定職のない者を就業させ、固有の産物とすることと記載されている。



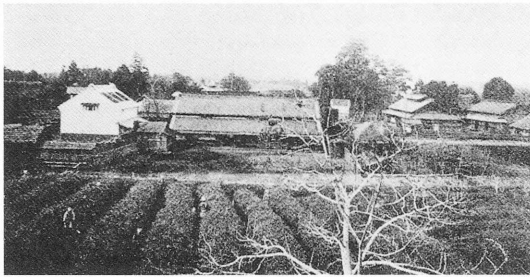
製茶会社の設立と輸出

狭山茶は、香りが高く江戸時代からその名を知られ、幕末から明治にかけては米国を中心に外国に多量に輸出された。しかし、輸出の増大とともに粗製品の濫造を招くことになり、相場の下落が貿易を停滞させた。そこで明治8年、入間郡黒須村（現・入間市）の繁田武平は、近隣の有志と共に狭山会社を作り、海外直輸出のため茶の培養・製法を統一して品質の向上に努めた。一方、茶業の改良を図るため、政府・県は、茶業組合の設立を勧奨したので、県下各地に茶業組合が結成され、品評会・共進会・講習会が開催された。また、伝習所を開設して茶業の改良を図った。

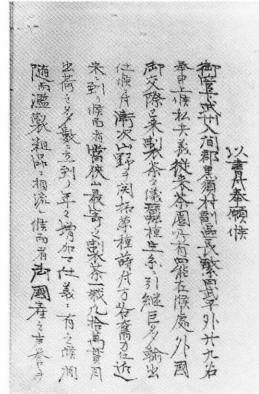
幕末の横浜開港によって、茶は輸出品として注目されることとなった。当時、茶の輸出は横浜港に限られていたので、狭山茶は横浜に近いことから輸出に有利であった。しかし、茶の輸出ルートは八王子商人と横浜の外国商館に握られていた。自らも茶の製造販売を行っていた繁田武平は、この方法では利益が少ないばかりか、不利な条件を押しつけられるため、狭山会社の設立により既存の流通支配に対抗し、茶を直接アメリカへ輸出したのである。



▲35 繁田武平

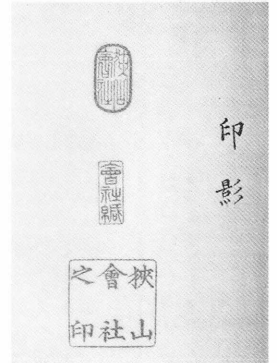


▲36 繁田武平製茶場

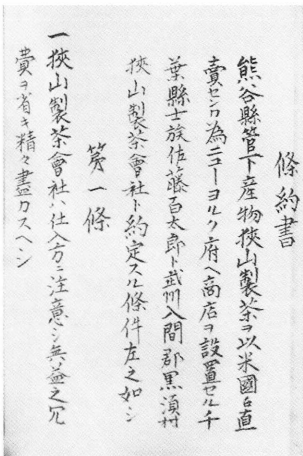


▲37 狭山会社設立願書(明治8)

▼38 [狭山製茶会社印影](明治8)



明治8年、繁田武平が熊谷県に提出した狭山(製茶)会社の設立願。近郷の茶商、茶業家29名と連名で願い出、政府より会社設立が認められると繁田は自ら社長となった。

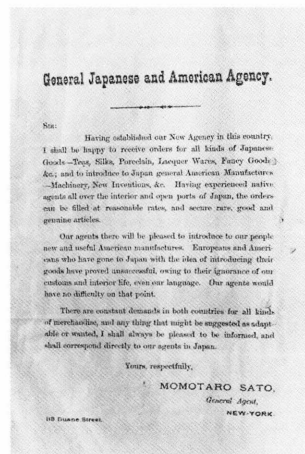


▲39 狭山製茶会社輸出条約書(明治9)

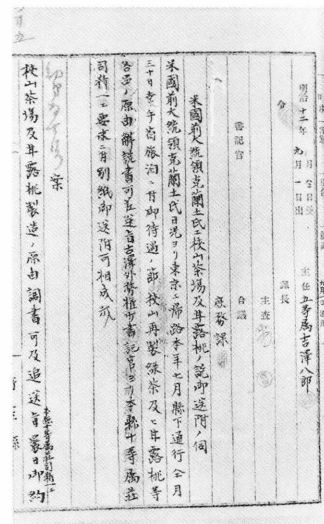
狭山会社製の輸出茶は、千葉県佐藤百太郎がニューヨークに開設した会社に売りさばいてもらった。この文書は両社でかわされた約定書である。

佐藤百太郎がニューヨークに開設した日本アメリカ両国会社の広告である。ニューヨーク支店は、明治13年には閉鎖され、狭山会社の輸出も順調に進まなかった。

▼40 [狭山製茶輸出に関する広告](明治8)



▼41 [狭山茶前米国大統領へ献上添書](明治12)



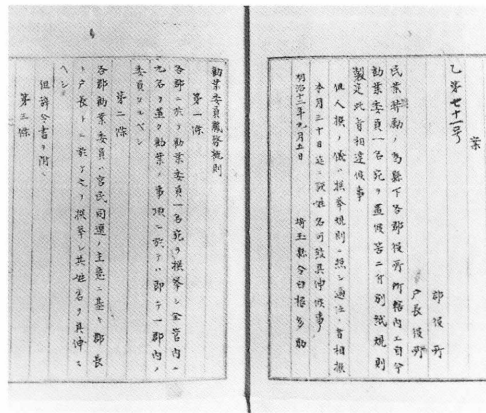
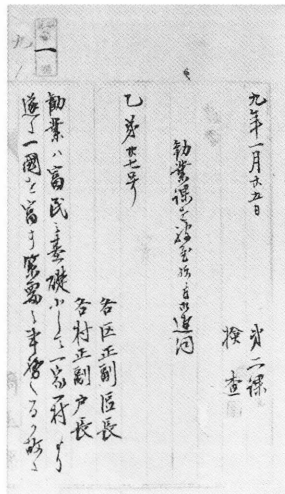
明治12年、米国前大統領グラント閣下が来日し幸手に宿泊した。県は、この時狭山製茶会社の緑茶を土産として贈った。この文書は、贈答品に添えたもので、「近來貴国の紐育(ニューヨーク)府ニ輸出セリ」としつかり売り込んだ。

勸業への諸施策

富国強兵を目指した新政府は、その実現を図るため、最重要政策として「殖産興業」を強く打ち出した。埼玉県でも政府の方針を受けて勸業に力を入れ、明治6年には県庁に勸業掛を置いて樹芸・養蚕・茶業等の奨励に乗り出した。勸業委員の設置、勸業資金の貸与、博覧会への出品、勸業共進会や演説会の開催など、さまざまな取り組みが行われた。特に明治11年には、浦和の調神社境内に勸業博物館を建設して産業の振興を図った。

◀47 勸業課設置ニ付御達伺(明治9)

明治8年、埼玉県は勸業を扱う課として第二課を設置した。この文書は、区戸長に対し、勸業に関する課を設置したので殖産興業について意見がある者は遠慮せずに出るようにと指示したものである。

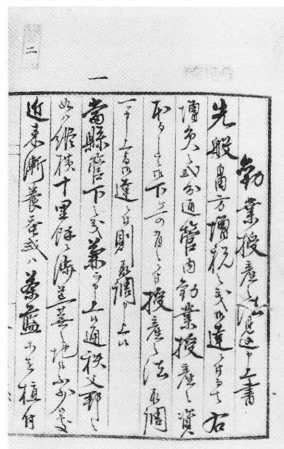


◀48 勸業委員職務概則(明治12)

明治12年、埼玉県は、地域の民業を奨励するため各郡に1人、合計9人の勸業委員を置くよう布達した。

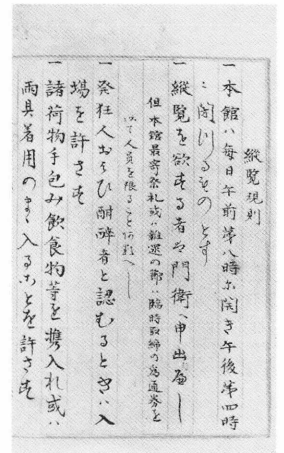
▶49 勸業授産之法見込申上書(明治6)

入間県令河瀬秀治が租税頭陸奥宗光に対し勸業資金の交付を申請した文書である。

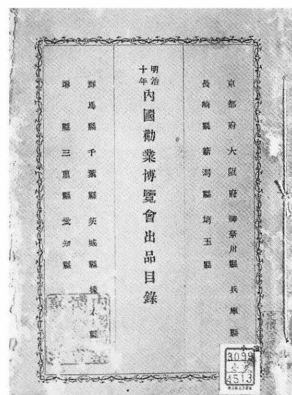
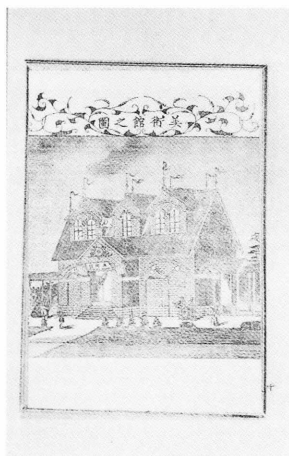


▶50 勸業博物館縦覧規則(明治11)

明治11年、浦和調神社境内に建設された勸業博物館の利用規則である。広く出品を呼びかけ、物産の陳列、買い上げ、出品資金の貸与などを行った。



▼55 内国勸業博覧会場案内(明治10)



▲56 内国勸業博覧會出品目録(明治10)

品名	出品者	出品代價	出品場所
絹織物	川口
茶葉
...

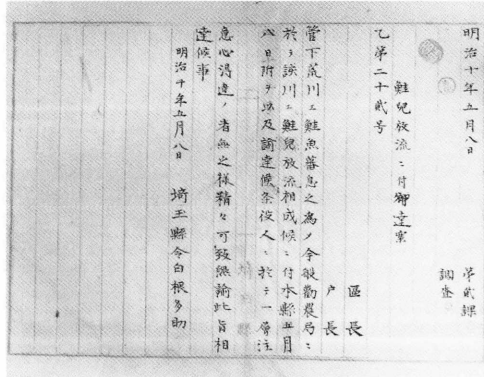
▲57 [内国勸業博覧會受賞者出品一覧](明治12)

政府は、明治10年、第1回内国勸業博覧会を東京上野公園で開催、埼玉県も出品を呼びかけ、191人が出品した。



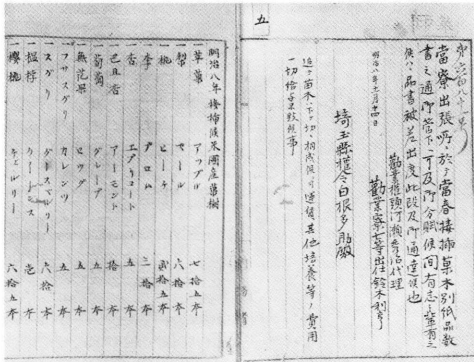
◀58 [関東一府五県連合共進会賞盃図案] (明治16)

明治16年、埼玉県主催の関東一府五県連合共進会が浦和で開催された。この資料は、賞品の盃の図案である。



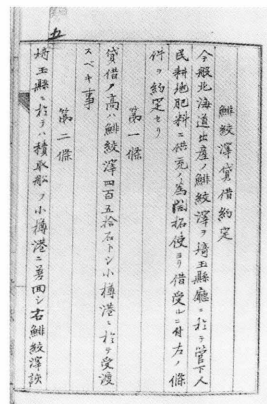
◀60 鮭見放流ニ付諭達案(明治10)

水産業については、明治10年から押切村(現・江南町)で養育した鮭の稚魚を荒川に放流した。資料は、稚魚を捕獲しないようにと告げた布達文である。



▲67 [米産果樹苗木分賦通達] (明治8)

米産の果樹の苗木を有志に分賦する件を伝える国から県への通知である。希望者には「無代価ニテ可下渡候」と諭達された。

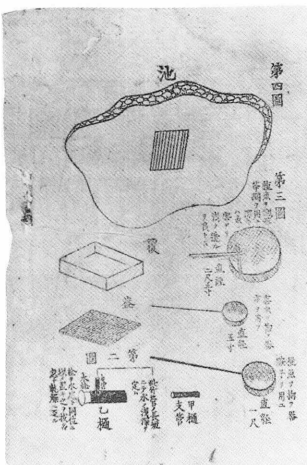
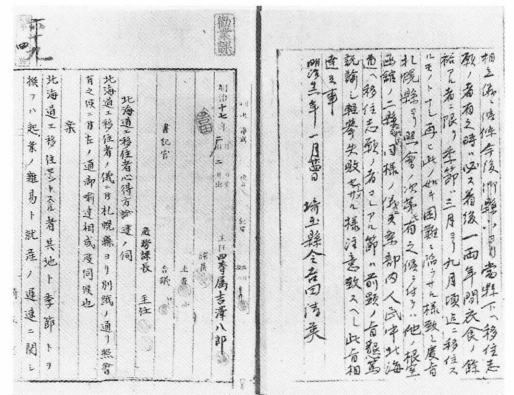


◀62 鮮紋洋貸借約定(明治12)

農業生産には肥料が重要であるため、埼玉県は、鮮(にしん)のしぼりかすが肥料として有効であることを広め、希望者を募り、北海道開拓使からできるだけ安く購入できるように共同購入を始めた。

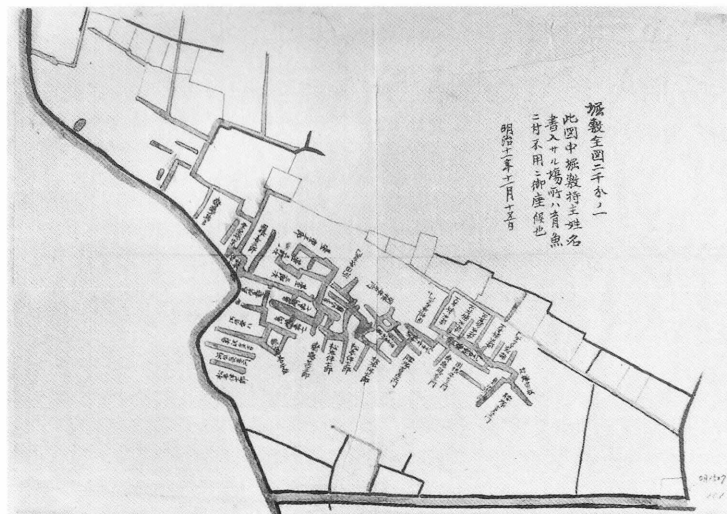
▶53 北海道移住者心得諭達伺 (明治17)

札幌県は、北海道に安易に移住し困窮する者が多いので、起業の目的や地名等を事前に知らせるようにとの通知を出した。これを受け、埼玉県は県民にその旨を通知した。資料はその案文である。



▲63 鯉魚育養方 (明治12)

稲田で鯉を養殖することを奨励するため、埼玉県が岐阜県から取り寄せ配布した解説書である。

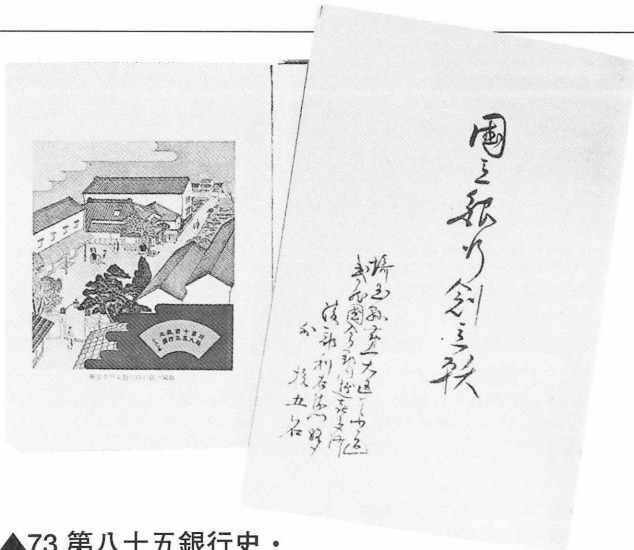


◀65 鯉魚養育会社堀敷全図 (明治11)

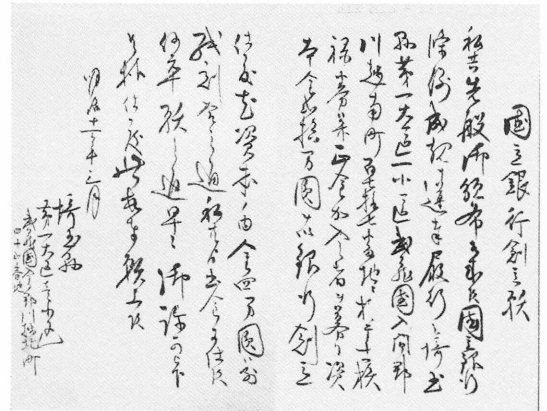
鯉のふ化技術の開発で知られている埼玉郡三田ヶ谷村(現・羽生市)の松本伴七郎が県に提出した鯉養育会社の設立願いに添付されている稲田養鯉堀の図面である。

金融機関の近代化

政府は、明治4年に新貨条例を定め、円・銭・厘の新硬貨をつくった。また、紙幣の統一を進め、商人など民間の力で紙幣を発行させようとした。明治5年、本県出身の渋沢栄一が中心となり国立銀行条例を定め、第一国立銀行などを設立させると、全国各地に国立銀行が設立されていった。このような状況のなかで、本県にも明治11年、川越町に同地の富商を中心として第八十五国立銀行が開業した。また、明治10年代には県下にも私立銀行が13行設立された。



74 国立銀行創立願 (明治11)



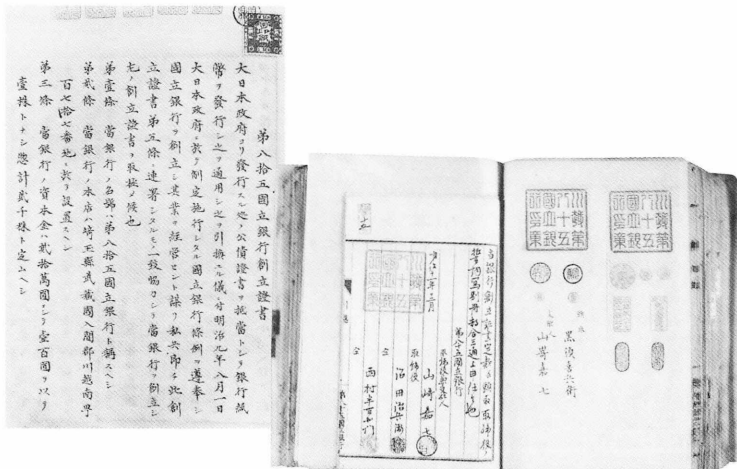
▲73 第八十五銀行史・

川越第八十五国立銀行之図

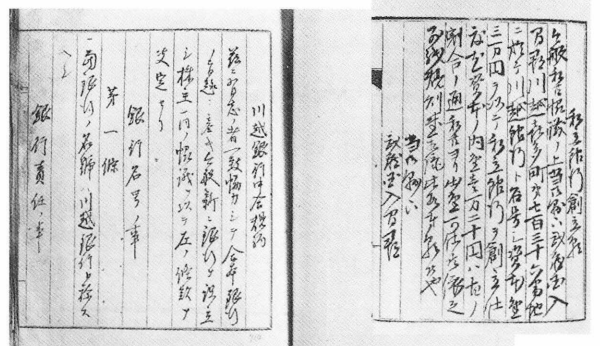
明治11年、埼玉で初めての銀行、第八十五国立銀行(全国85番目)が開業した。名称は国立だが、これは国立銀行条例に基づいて設立されたという意味で、川越町の富商を中心とした民間資本の銀行である。預金、貸付のほか紙幣の発行も行った。紙幣の発行は明治16年の日本銀行開設によって停止となったが、県の金融政策の上で大きな役割を果たした。昭和18年、ライバルの武州銀行などと合同して埼玉銀行となった。

国立銀行創立願
私共、先般御頒布相成候国立銀行
条例成規遵奉履行シ、埼玉
県第一大区一小区武蔵国入間郡
川越南町百七拾七番地ニ於テ、土族
祿券并正金加入之者ヲ募リ、資
本金貳拾万円ヲ以銀行創立
仕度、尤資本ノ内金四万円ハ別
紙割金之通私共ヨリ出金可仕候
何卒願之通早々御許可被下
候様仕度、此段奉願上候
明治十一年三月
埼玉県
第一大区一小区
武蔵国入間郡川越北町
四十三番地
〔綾部利右衛門 他15名〕
〔大藏卿大隈重信殿〕

▼75 第八十五銀行創立証書(明治11)



▲76 第八十五国立銀行社印
役員印鑑届 (明治11)



▲78 川越銀行申合規約
(明治13)

▲79 私立銀行創立願
(明治12)

第八十五国立銀行が開業した1年後の明治12年、川越銀行が設立された。開業の少し前、政府は国立銀行の設立を停止したので、これ以後私立銀行が増大したが、埼玉初の私立銀行が川越銀行である。私立銀行の多くは松方デフレ政策を機にほとんどが倒産している。

展示関係資料

No.	文書名	年代	文書番号	No.	文書名	年代	文書番号
1	告諭文	明治5	明 52	41	〔狭山茶前米国大統領へ献上添書〕	明治12	明 1507 -31
2	〔富岡製糸工場工女御雇入達〕	明治6	飯島(徳) 325	42	埼玉県埼玉茶業組合規約	明治19	田中(一) 2098
3	製糸館設立論書	明治6	長谷川 844	43	茶葉須要	明治18	飯島(徳) 313
4	富岡製糸場修業人差遣度儀伺	明治6	明 1501 -12	44	製茶家及製茶産額	明治16	明 1511 -15
5	蚕種説	明治2	飯島(徳) 320	45	〔高林謙三発明製茶器械〕専売特許証	明治18	明 1513 -14
6	養蚕図解	明治18	飯島(徳) 335	46	〔高林謙三発明製茶器械図〕	明治18	明 1513 -14
7	木村九蔵〔『埼玉県名士録』より〕	大正3	埼玉銀 3412	47	勸業課設置二付御達伺	明治9	明 1529 -1
8	競進社〔『埼玉県写真帳』より〕	大正1	図書 290.3サ	48	勸業委員職務概則	明治12	明 1507 -6
9	養蚕改良競進社設立願	明治17	明 1514の1 -17	49	勸業授産之法見込申上書	明治6	明 1501 -2
10	蚕種取締規則	明治6	鈴木(庸) 6648	50	勸業博物館縦覧規則	明治11	明 1506 -2
11	生糸製造取締規則	明治6	鈴木(庸) 6646・6650	51	勸業博物館景況報告書	明治11	明 1507 -2
12	秩父生糸見本差出候添書	明治6	明 1501 -10	52	埼玉県勸業演説会日誌	明治11	長谷川 1357
13	川島梅坪蚕種製造大総代任命書	明治6	明 1501 -4	53	北海道移住者心得諭達伺	明治17	明 891 -4
14	蚕種之儀二付伺書	明治7	長谷川 73	54	明治十六年勸業概況書	明治16	明 1511 -19
15	蚕種原紙規則	明治7	鈴木(庸) 6649	55	内国勸業博覧会場案内	明治10	小室 4500
16	蚕種製造組合条例	明治8	鈴木(庸) 6651	56	内国勸業博覧会出品目録	明治10	小室 4513
17	生糸売買鑑札	明治6	飯島(徳) 325	57	〔第一回内国勸業博覧会受賞者出品一覧〕	明治12	明 1507 -1
18	製糸館結社世話役申付状	明治7	長谷川 700	58	〔関東一府五県連合共進会賞盃図案〕	明治16	明 1512 -1
19	生糸改会社設立ノ布達	明治6	明 1501 -16	59	関東一府五県連合共進会概況	明治16	明 1512 -1
20	製糸改会社設立許可願	明治7	明 1502 -2	60	鮭児放流二付諭達案	明治10	明 1505 -22
21	糠田村河野恵助製糸所見取絵図	明治12	明 1507 -44	61	荒川工鮭魚放流二付沿川各郡工御諭案	明治12	明 1507 -16
22	製糸館建築説諭案	明治6	明 1501 -3	62	鯉魚養育借約定	明治12	明 1507 -5
23	埼玉製糸会社稟告書	明治7	長谷川 844	63	鯉魚育養方	明治12	長谷川 131
24	清水宗徳〔『埼玉県案内』より〕	明治41	埼玉銀 3411	64	鯉魚育養方	明治12	明 1507 -15
25	〔暢業社〕製糸工場資金拝借願	明治10	明 1505 -39	65	鯉魚養育会社堀敷全図	明治11	明 1507 -14
26	薄村〔製糸〕水車場絵図	明治10	名 1504	66	河川池沼調査巡回日誌	明治28	明 1527 -18
27	龍門社結社願	明治13	明 1508 -38	67	北埼玉郡三田谷村稲田養鯉堀	明治28	明 1527 -18
28	埼玉製糸会社創立願書	明治8	明 1503 -19	68	鯉魚養育会社設立願	明治11	明 1507 -14
29	勸業授産金貸下工場一覧	明治16	明 1529 -13	69	〔米国産果樹苗木分賦通達〕	明治8	明 1503 -5
30	金橋製糸社生糸登録商標	明治20	明 1516 -23	70	〔外国果樹苗木下渡ノ件諭達〕	明治9	明 225
31	武陽社生糸登録商標	明治18	明 1513 -20	71	葡萄培養法摘要	明治10	根岸(浩) 801
32	埼玉製糸会社生糸登録商標	明治18	明 1513 -21	72	薔薇培養法	明治8	根岸(浩) 828
33	大東商会生糸登録商標	明治19	明 1514の2 -76	73	第八十五銀行史	昭和9	埼玉銀 3414
34	忍行社成立及創立以来景況	明治17	明 1512 -7	74	国立銀行創立願	明治11	埼玉銀 3250
35	繁田武平〔満義〕〔『埼玉県案内』より〕	明治41	埼玉銀 3411	75	第八十五国立銀行創立証書	明治11	埼玉銀 3245
36	繁田武平製茶場〔『埼玉県案内』より〕	明治41	埼玉銀 3411	76	第八十五国立銀行社印役員印鑑届	明治11	明 1506 -14
37	狭山製茶会社設立願書	明治8	明 1503 -7	77	第八十五国立銀行開業届	明治11	明 1506 -9
38	〔狭山製茶会社印影〕	明治8	明 1503 -7	78	川越銀行申合規約	明治13	明 1508 -32
39	狭山製茶会社輸出条約書	明治9	明 1504 -25	79	私立銀行創立願	明治12	明 1507 -13
40	〔狭山製茶輸出に関する広告〕	明治8	明 1503 -9				

※〔 〕内は補記事項である。
 ※文書番号は、閲覧時の請求番号である。
 ※No.の数字は本文掲載資料の番号と一致する。
 ※会期中に展示替えを行うため、本書に掲載されている資料でも期間により展示されていない場合がある。

平成11年度第1回収蔵文書展「殖産興業の時代」
 発行 平成11年10月 編集・発行 埼玉県文書館
 〒336-0011 埼玉県浦和市高砂4-3-18
 Tel 048-885-0112 Fax 048-839-0539 E-mail p650112@pref.saitama.jp
 印刷 関東図書(株)



利用案内

開館時間 9:00～17:00

休館日 月曜日、国民の祝日・休日、
毎月末日、年末年始
特別整理時間（春秋10日間以内）

交通案内

JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線：

浦和駅西口下車徒歩12分

JR埼京線：

中浦和駅下車徒歩15分

浦和駅より国際興業バス：

大戸経由・北浦和駅行き・県庁裏下車



SAITAMA PREFECTURAL ARCHIVES